

平成23年度介護保険料のお知らせ

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうという仕組みです。

保険料

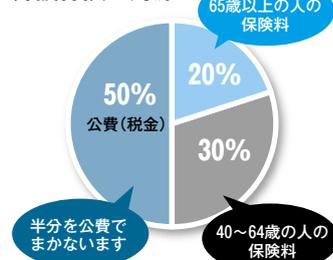
介護保険は、40歳以上の人に納めてもらう保険料と公費で運営しています。

40～64歳の人の保険料は、各種健康保険で納めています。65歳になると、保険料の納付方法が変わるので、注意してください。

65歳以上の人の介護保険料の金額は、住民税の課税状況や所得状況によって決まります。毎年7月に保険料の算定を行って、一人ひとりの金額を決定します。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者のうち住民税非課税世帯の人	23,700円
第2段階	・住民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	
第3段階	・住民税非課税世帯で、第2段階に該当しない人	35,500円
第4段階 (基準額)	・住民税非課税者 (世帯内に住民税課税者がいる)	47,300円
第5段階	・住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	59,200円
第6段階	・住民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	71,000円

介護保険の財源



一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。

納付方法

納付方法は年金額によって2種類あります。

普通徴収

年金額が年額18万円未満の人は、送付される納付書で金融機関や市役所などで納めてください。7月から3月までの計9回送付されます。

また、口座振替での納付もできますので、希望する人は最寄りの金融機関またはゆうちょ銀行で手続きをしてください。

特別徴収

年金額が年額18万円以上の人は、年金から差し引かれます。
4月・6月・8月の納付額は、一部の人を除き、前年度2月分の保険料額を納付します。

(仮徴収)
10月・12月・2月は、本年度に確定した年額保険料から仮徴収額を引いた額を納付します。
(本徴収)

納め忘れにご注意ください

年金額が18万円以上の人でも、一定期間「普通徴収」になる場合があります。

○年度途中で65歳になった。

○年度途中で所得段階が変わった。

○何らかの理由で年金が一時差し止めになった。

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じたサービスにかかる保険給付が受けられなくなります。

1年以上滞納すると、サービスがいったん全額負担となり、申請により後で給付されます。

1年6か月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めになったり、滞納していた保険料と相殺されたりします。

2年以上滞納すると、利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の給付が受けられなくなったりします。

※災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなかった時は、担当課にご相談ください。

【問い合わせ先】

高齢福祉課介護保険管理係

☎②④ 2111 (内線166、167)

長浜支所地域振興課

☎②④ 1114 (直通)

肱川支所地域振興課

☎③④ 2347 (直通)

河辺支所地域振興課

☎③⑨ 2113 (直通)

介護が必要になる前に予防しましょう

地域支援事業

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で、なるべく自分の力で活動的に生活できるように、要支援・要介護状態になる前から一人ひとりの状況に応じた予防対策を図ることを目的として実施しています。

地域支援事業は ①介護予防事業 ②包括的支援事業 ③任意事業があり、そのうち介護予防事業では一次予防事業（全高齢者を対象）と二次予防事業（要支援・要介護になる可能性の高い高齢者を対象）を実施しています。

二次予防事業では

二次予防事業のサービスを利用するには、「基本チェックリスト」で生活機能低下の有無を確認する必要があります。この結果、生活機能低下のある人は、介護予防ケアマネジメントを行った上で介護予防サービスを利用することができます。

介護予防サービスには、最寄りの公民館や総合福祉センターなどで実施する介護予防教室や、特に生活機能の低下が著しい人を対象にしたデイサービス（回数に制限あり）があり、

- ・運動器の向上プログラム
- ・栄養改善プログラム
- ・口腔機能の向上プログラム

を実施します。

そのほか、保健師などが訪問して介護予防に関する支援を行います。

一次予防事業では

各地区の転倒予防教室やボランティアの育成、介護に関する情報の提供や啓発などを行っています。

包括的支援事業では

高齢者が安心して生活を続けられるように、利用できるサービスの相談や紹介を行います。また、高齢者の権利擁護に関する相談にも応じています。

任意事業では

介護保険制度が適正に実施されているかの確認や、高齢者に適切にサービスが提供されるよう、関係機関の研修などを行っています。

サービスなどについて、気軽に相談ください。

【問い合わせ先】

高齢福祉課高齢者福祉係

地域包括支援センター

☎②④ 1714 (直通)

平成23年度大洲地区広域消防事務組合 消防職員を募集します

1 採用予定人員 3人

第2次試験の詳細は、第1次試験合格者に通知します。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する人
- (2) 地方公務員法第16条（成年被後見人など）に該当しない人
- (3) 昭和62年4月2日以降に生まれた人で、大学、短期大学または高等学校を卒業もしくは平成24年3月末までに卒業見込みの人

4 受付期間

- (1) 7月11日(月)～8月19日(金)

詳しくは大洲地区広域消防事務組合ホームページをご覧ください。

<http://www4.ocn.ne.jp/~ozul19/>

3 試験（第1次試験）

- (1) 期 日 9月18日(日)
- (2) 場 所 大洲消防本部

【問い合わせ先】

大洲地区広域消防事務組合
消防本部総務課
☎0893-24-2666（直通）

消火器の使用に要注意！

あなたの家の消火器は

大丈夫ですか？

近年、老朽化消火器を使用したことによる人身事故が発生しています。他県では古い消火器を小学生が使用したところ破裂し、頭に破片の一部が直撃し意識不明の重症となる事故が起りました。

消火器は消火薬剤を強力に放射するため、使用時には本体に強い圧力がかかります。このため、本体にサビによる腐食やキズ、変形のあるものは、その部分が圧力に耐えられず、破裂する危険性があります。

消火器による事故を防止するため、次のことに注意してください。

- ① 消火器は水のかかる場所、湿気のある場所を避けて設置してください。
- ② 直射日光・火元になりそうな場所から少し離れた、よく目に付きやすい場所に設置してください。
- ③ サビやキズ、本体のへこみ・変形などのある消火器や古いものは使用せず、専門業者に相談してください。

消火器の処分について

左記の業者に相談し処分を行ってください。

業 者 名	所 在 地	連 絡 先
愛媛総合警備保障(株)大洲支社	大洲市東大洲60-2	23-1500
サンヨ一防災	大洲市西大洲甲474	23-2235
(有)丸電工業	大洲市若宮427-26	24-5351
水関電気	大洲市若宮15-1	23-2553
ワナップ(有)	大洲市徳森1642-1	25-1414
和興防災	大洲市長浜町下須戒1224-1	52-1730
オズグリーン	大洲市東大洲1596	25-1400
コメリハード&グリーン西大洲店	大洲市西大洲979	59-1350

※この表に掲載した事業所以外にも消火器を引き取る事業所がありましたらご了承ください。

「原子力発電に関する勉強会」

7市町が課題共有

5月18日(水)、大洲市総合福祉センターで「原子力発電に関する勉強会」が開催されました。

この勉強会は清水市長の呼びかけにより行われたもので、四国電力の伊方原子力発電所から半径30キロ圏内にある伊予、内子、大洲、八幡浜、伊方、西予、宇和島から市町長および職員約40人が出席しました。

清水市長は「緊急時には伊方などから避難者の受け入れを想定していたが、福島第一原子力発電所の事故を見ると、大洲市でも市民に避難指示が必要になる。関係する市町が原発に関する知識を持ち、課題を共有してこの問題に取り組もう」とあいさつをしました。

勉強会では、四国電力の職員から原子力発電の仕組みや、伊方原子力発電所と福島第一原子力発電所の構造上の違い、福島の事故の後に講じた対策などの説明がありました。

その後の意見交換では、



原子力に関する基礎的な質問だけでなく、原発事故を想定した質問も出され、活発な質疑が行われました。

この勉強会は継続して開催することとしています。また、市内各種団体の代表者を対象にした原発に対する説明会を開催する予定です。

四国西南サミット

災害時相互応援協定調印式

四国西南サミットは、四国西南地域に属する市が集まり、相互の連絡と協調を図りながら、一体性のある開発と活力づくりを行うことを目的に組織されました。平成3年に「第1回四国西南サミット」が開催され、愛媛県からは大洲市のほか、宇和島市、八幡浜市が、高知県からは宿毛市、中村市（現在は合併により四万十市に変更）、土佐清水市の計6市が参加していました。その後、平成17年には市町村合併により西予市が誕生し、この会に加入しました。

今回、四国西南地域全体のさらなる連携強化を図るため、町村へも呼びかけをして、新たに6つの町村が加入することになりました。5月23日(月)に西予市で開催された「第22回四国西南サミット」では、平成23年度事業計画・予算承認のほか、災害時の相互応援協定調印式も行われました。この協定は、地震などの大規模な災害時において、防災対策の充実・強化を図ることを目的として、サミットへの加入市町村が協力して物資・労力などの相互応援をしてい

くというものです。今回の東日本の震災を機に、県境を越えた広域的な協議会による連携は、今後ますますその重要性を増すことになると考えられます。

加入団体

愛媛県：大洲市、宇和島市、八幡浜市、西予市、松野町、鬼北町、愛南町

高知県：宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町

